



平成 29 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名 黒 田 電 気 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 兼 代 表 執 行 役 社 長 細 川 浩 一
(コード番号 7517 東証第一部)
問 合 せ 先 業 務 執 行 役 員 経 営 企 画 室 長 笹 野 克 広
(TEL 03-5764-5518)

資金の借入れに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 12 月 22 日開催の取締役会において、当社が平成 29 年 12 月 22 日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」(以下「本自己株公開買付プレスリリース」といいます。)記載の自己株式の公開買付け(以下「本自己株公開買付け」といいます。)の決済に要する資金の一部の調達を目的として、KMホールディングス株式会社(以下「KMホールディングス」といいます。)との間で、平成 29 年 12 月 22 日付にて極度貸付契約書を締結し、これに基づき、本自己株公開買付けの終了後、KMホールディングスから最大で 230 億円の資金の借入れ(以下「本借入れ」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、お知らせします。

1. 本借入れの理由

当社が平成 29 年 12 月 22 日付で公表した本自己株公開買付プレスリリース記載の本自己株公開買付けの決済に要する資金の一部の調達を目的としたものです。

2. 本借入れの内容

借入先	KMホールディングス株式会社(注1)
借入極度額	23,000,000,000 円
本借入れに係る借入金額	最大 23,000,000,000 円(注2)
返済方法	返済期日における元利金の一括返済
借入日	平成 30 年2月 21 日(予定)
利率	本借入実行日時점에株式会社三井住友銀行が提示する短期プライムレート
借入可能期間	平成 30 年2月 21 日から 平成 37 年(2025 年)2月 20 日まで
本借入れに係る返済期日	本借入実行日の1年後の応当日 (平成 31 年2月 21 日(予定))
担保状況	無担保・無保証

(注1) KMホールディングスは、当社が所有する自己株式を除いた当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)の全て(37,634,831株、所有割合(注3)100.0%)を取得及び所有し、最終的に当社をKMホールディングスの完全子会社とすることを目的とした取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、平成29年11月2日から平成29年12月15日までを買付け等の期間として当社普通株式に対する公開買付け(以下「本他社株公開買付け」といい、本他社株公開買付けと本自己株公開買付けを総称して、以下「本両公開買付け」といいます。)を実施しておりましたが、KMホールディングスが平成29年12月16日付けで公表した「黒田電気株式会社株券等(証券コード:7517)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」(以下「他社株公開買付結果プレスリリース」といいます。)に記載のとおり、本他社株公開買

付けに当社普通株式25,709,019株の応募があり、買付予定数の下限(18,918,900株)以上となったため、本他社株公開買付けが成立いたしました。KMホールディングスは、他社株公開買付結果プレスリリースに記載のとおり、本他社株公開買付けの決済の開始日である本日をもって、本他社株公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた当社普通株式25,709,019株を取得し、本他社株公開買付けの前より保有する当社普通株式1株と合わせて25,709,020株(所有割合68.3%)を所有することとなり、当社の親会社となっております。

(注2) 本自己株公開買付けの買付予定数(11,160,700株)をすべて買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用(本自己株公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用)の見積額を合計した金額は約301億円となりますが、このうち約71億円については自己資金を充当する予定であり、残額(最大230億円)についてはKMホールディングスからの借入れを充当する予定です。なお、本自己株公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等の総数が買付予定数を下回る場合は、それに応じて借入金額を減額する予定です。

(注3) 「所有割合」とは、当社が平成29年10月31日に公表した「平成30年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社第2四半期決算短信」といいます。)に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(39,446,162株)から、当社第2四半期決算短信に記載された当社が平成29年9月30日現在所有する自己株式数(1,811,331株)を控除した株式数(37,634,831株)に対する割合(小数点以下第二位を四捨五入しております。)をいいます。

3. 今後の見通し

現段階におきましては、本借入れの実行が平成30年3月期の業績に与える影響は軽微であると判断しておりますが、今後公表すべき事実が発生した場合は速やかに公表いたします。

4. 支配株主等との取引等に準じる取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主保護の方策に関する指針への適合状況

上記のとおり、KMホールディングスは、本他社株公開買付けの決済の開始日である本日をもって、当社の親会社となっており、本借入れは、支配株主との取引等に該当します。

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めてはおりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて、当社及び支配株主との間に重要な利害関係を有しない専門家や第三者機関等からの助言を取得するなど、支配株主との取引等の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じることとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを方針としております。

本借入れに係る当社の意思決定に至る過程においても、当社は、下記「(2)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は、上記方針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本借入れは、本取引の一環として実施される本自己株公開買付けの決済に要する資金の一部の調達を目的としたものですが、当社は、本取引の公正性を担保するための措置として、①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得のほか、②独立した法律事務所からの助言、③独立した企業価値評価委員会の設置及び意見(答申書)の入手、④当社における取締役全員の承認等の措置を講じております。詳細は、本自己株公開買付プレスリリースの「1. 買付け等の目的」の「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」をご参照ください。

また、当社は、平成29年12月22日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役7名(うち社外取締役5名)の全員一致で、本借入れにおける金利は、短期プライムレートと同水準であり、その他取引条件についても市中金融機関の取引条件、当社グループの財務状況等を総合的に考慮して合理的な条件と判断し、平成29

年 12 月 25 日より、本自己株公開買付けを開始することを決議するとともに、KMホールディングスとの間で、平成 29 年 12 月 22 日付にて極度貸付契約書を締結し、これに基づき、本自己株公開買付けの終了後、本借入れを行うことを決議いたしました。

なお、本日現在、KM ホールディングスによる当社取締役の派遣はなく、当社の親会社からの独立性は確保されているものと認識しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、当社の取締役会において本取引の是非を審議及び決議するに先立って、本両公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会における意思決定の恣意性を排除し、その公正性を担保するとともに、当社の取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かを確認することを目的として、当社及びKMホールディングスから独立した外部有識者である佐藤明夫氏(弁護士、佐藤総合法律事務所)及び森山保氏(公認会計士、マクサス・コーポレートアドバイザー株式会社代表取締役社長)並びに当社の社外取締役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程第 436 条の2に規定する独立役員である篠秀一氏から構成される企業価値評価委員会を設置することとし(なお、企業価値評価委員会の委員は設置当初から変更をしておりません。)、平成 29 年9月 13 日、当社が本両公開買付けを含む本取引について検討するに当たって、企業価値評価委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手の公正性、(c)本取引により当社の少数株主に交付される対価の妥当性をはじめとする本取引の条件の妥当性、(d)上記(a)乃至(c)を前提に本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否か(以下「本諮問事項」といいます。)を諮問し、これらの点についての答申書を当社の取締役会に提出することを委嘱いたしました。

企業価値評価委員会は、平成 29 年9月 13 日から平成 29 年 10 月 30 日までの間に合計7回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました。具体的には、企業価値評価委員会は、本諮問事項の検討にあたり、(i)当社から、当社グループを取り巻く事業環境、現在の経営課題、本取引の目的・意義等についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、(ii)野村證券株式会社より当社普通株式の価値算定について説明を受け、これらの点について質疑応答を行い、(iii)また、当社及びMBKパートナーズグループより企業価値評価委員会に提供された資料及び情報について慎重に検討を行いました。そのうえで、企業価値評価委員会は、平成 29 年 10 月 30 日、当社の取締役会に対して、答申書を提出しておりますが、本借入れに関しては、大要、本他社株公開買付けが成立しKMホールディングスが当社を子会社とした後に、当社は本自己株公開買付けの決済に要する資金の一部をKMホールディングスからの借入れにより賄うことを予定しているところ、当該借入れは本自己株公開買付けの決済に要する資金を調達するために行われるものであり、当該借入れに適用される金利は、短期プライムレートとすることが予定されており、金利が不当に高いという事情は見当たらないことなどから、本取引により当社の少数株主に交付される対価をはじめとする本取引の条件は妥当であると思料するという内容であります。

なお、答申書のその他の内容に関しては、本自己株公開買付けプレスリリースの「1. 買付け等の目的」の「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した企業価値評価委員会の設置及び意見(答申書)の入手」をご参照ください。

以上